

団体名	実施時期	実施方法
社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合	令和2年12月8日	訪問

スマートフォンやタブレットの支給については、日常生活用具給付等事業の要件に「用具の製作、改良又は開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの」とあり、この用具の要件を該当しないとして、支給の対象としない市町村もある。しかしながら、スマートフォンも安価ではないため、補助の対象となると助かる利用者もいる。また、研修を受講し、用具（スマートフォンやパソコンなど ICT 機器）を使いこなすことができるようになってから、申請を受け付ける市町村があると聞いている。

団体名	実施時期	実施方法
公益社団法人 日本網膜色素変性症協会	令和2年12月10日	WEB 会議 (Zoom)

スマートフォンが普及しており、アプリで様々なことが可能となっている。スマートフォンについても支援を進めるべきではないか。iPad が生活用具として認められているところがあると聞いている。